

平成29年12月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年12月4日(月) 午後2時20分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 不動産買受適格証明について(農地法第3条該当)

議案第3号 耕作放棄地の非農地判断について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について  
(利用権設定)

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

4. 会議に出席した委員(18名)

1番	草場 學	2番	後藤 感二
3番	中村 洋子	4番	平山 政之(欠席)
5番	重松 淳一	6番	山田 武二
(7番	欠 員)	8番	高松 昭夫
9番	能塚 美鶴	10番	田中 浩
11番	熊手 久雄	12番	寺崎 昇
13番	井手 博幸(欠席)	14番	白水 隆資(欠席)
(15番	欠 員)	16番	武下 博俊
17番	藤井 豊志	18番	寺崎 廣喜
19番	永利 昇	20番	柳 文子
21番	永利 春雄	22番	草場 小夜子
23番	久光 悟		

5. 会議に出席した事務局職員(4名)

※ 市長あいさつ

○会長 一言ごあいさつ申し上げます。今年も師走を迎え本年最後の農業委員会総会となりました。

本日は大変忙しい中、本総会に参集いただきましてありがとうございます。議案5件、報告事項3件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

また、来年が皆様にとって良い年であることをご祈念申し上げ、簡単でございますが挨拶に代えさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は18名で委員定足数に達しております。なお平山委員、井手委員、白水委員より欠席届が出ています。よって、平成29年12月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、20番 柳 文子 委員、21番 永利 春雄 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 これより日程第2 議案の審議を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について3件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

番号1は上岩田の田2筆です。耕作が便利のため売買されるものです。  
(図面で場所の説明)

次に番号2は松崎の畑3筆です。耕作が便利のため売買されるものです。

(図面で場所の説明)

次に番号3は三沢の田1筆です。経営規模拡大のため売買されるものです。

(図面で場所の説明)

譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われま

す。なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

- 議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。
- 第2分科会長 ご報告いたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、第2分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。
- 議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

- 議長 許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。  
(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号 不動産買受適格証明願について、1件を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第2号 不動産買受適格証明願 農地法第3条該当 について、提案理由のご説明を申し上げます。議案書の2ページをご覧ください。

番号1は、横隈地内の田1筆です。

(図面で場所の説明)

当該農地は小都市の差し押さえ物件です。今回公売にかかるものですが、農地法3条の要件を満たすものでないと入札に参加できないことから、証明願が出されたものです。

申請人はすべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、問題ないものと思われま

す。なお、先月開催された三国地区会議に於いて慎重審議を頂き、問題はないとの了承を受けております。

以上で説明を終わらせて頂きます。

- 議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。
- 第2分科会長 ご報告いたします。議案第2号 不動産買受適格証明願 農地法第3条該当 について、第2分科会において事務局より説明を受け 内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。
- 議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。
- 委員 申請人は市営住宅にお住まいとなっておりますが、農機具は持っているのですか、また耕作面積はどれぐらいですか。
- 事務局 耕作面積は、6,694 m<sup>2</sup>で米を耕作されてあります。農業機械はトラクター、田植え機を近くの作業場に保管しておられます。農地法第3条の許可の見込みが明らかでないとならば不動産買受適格証明を交付できません。つまり農地の公売に参加する方は、不動産買受適格証明が必要となります。
- 委員 農業機械の倉庫はどこですか。
- 事務局 当該農地の南500メートルの所に作業場があります。
- 委員 その作業場は自分の土地なのですか。
- 事務局 分からないが、自分の土地ではないかもしれません。
- 議長 現在、ちゃんと耕作されてあるという事ですね。
- 委員 年齢はいくつですか。
- 事務局 75歳です。
- 第2分科会長 現在の6反の農地は耕作されてあるので、許可してよろしいのではないか。
- 事務局 農地法第3条許可と同じ審査内容となります。
- 議長 それでは議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
- (賛成多数) 17:1
- 議長 賛成多数ですので議案第2号は原案通り可決し、不動産買受適格証明書を交付いたします。
- 議長 次に、議案第3号 耕作放棄地の非農地判断について、3件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案第3号 耕作放棄地の非農地判断について 提案理由のご説明を申し上げます。議案書の3ページをご覧ください。

番号1は、小郡地内の畑2筆です。

(図面で場所の説明)

番号2と番号3は、山隈地内の畑2筆です。

(図面で場所の説明)

番号1から番号3は、9月に行いました農地パトロールの結果、森林の様相を呈しており、また農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であるため農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものと思われまます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。議案第3号 耕作放棄地の非農地判断について、第2分科会において事務局より説明を受け 内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので議案第3号は原案通り可決し、対象地の所有者及び関係機関に対してその旨を通知いたします。

○議長 続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、4件を議題といたしますが、番号2は能塚委員の案件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条において、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項については、その議事に参与することは出来ないとされておりますので、委員につきましては退席していただきますようお願いいたします。

(係長 退席案内)

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをお願いします。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号1は、大崎地内の田2筆です。一般個人住宅を建築するために転用申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は上下水管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500メートル以内に教育施設及び医療施設が存在するので第3種農地に該当し、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

す。次に番号2は、福童地内の農地3筆です。建売住宅を建築するために転用申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は上下水管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500メートル以内に教育施設及び医療施設が存在するので第3種農地に該当し、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

す。次に番号3は、上岩田地内の農地3筆です。一般個人住宅を建築するために転用申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は甘木鉄道松崎駅から300メートルの区域内ですので第3種農地に該当し、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

す。次に5ページの番号4は、八坂地内の田2筆です。下水道工事のための現場事務所及び駐車場として使用するために転用申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるので、第1種農地になりますが、平成30年2月28日までの一時転用ですので、例外規定に該当し、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

す。なお、番号1から番号4は先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。議案第4号 農地法第5条第1項の規

定による許可申請に対する意見について、第3分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第4号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 それでは、委員の入室を許可します。

○議長 続きまして、議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 利用権貸借1件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の6ページをお願いします。議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認 利用権貸借について、提案理由のご説明を申し上げます。

6ページから7ページの番号1は乙隈地内の農地13筆です。

農業者年金受給のため、親子間で10年間の使用貸借を契約するものです。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認 利用権貸借1件につきまして、第1分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので議案第5号は原案通り承認いたします。

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項にはいります。報告事項2件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の8ページをご覧ください。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出5件につきまして報告いたします。

8ページの番号1から9ページの番号3は農地転用するための合意解約です。

次に9ページから11ページの番号4は、借手の変更による合意解約です。

次に番号5は自作するための合意解約です。

詳細につきましては議案書記載の通りでございます。

続きまして、議案書の12ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の転用届出について、3件の報告いたします。

番号1と番号2は集合住宅を建築するため、届出が提出されたものです。

次に番号3は露天駐車場として使用するため、届出が提出されたものです。

詳細につきましては議案書記載の通りでございます。

続きまして、議案書の13ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の転用届出について、1件の報告いたします。

番号1は宅地分譲を行うため、届出が提出されたものです。

詳細につきましては議案書記載の通りでございます。

以上でございます。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項3件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問意見なし)

○議長 以上で本総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして12月小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

平成29年12月4日(月) 午後 3時 5分閉会

小郡市農業委員会

署 名 委 員      2 0 番      ⑩

署 名 委 員      2 1 番      ⑩